

県税過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税用）

ホッチキス留めの場合は、
1箇所をお願いします

令和8年 7月 1日

岩手県県税センター所長 様

書類作成日or提出日(郵送日)

(4月1日現在の納税義務者)

譲渡人 住所 岩手県盛岡市内丸11-1

氏名 県税 太郎 実印

電話番号 019 - 629 - 6405 契約日(書類作成日)

私（譲渡人）が有する以下の過誤納金の還付請求権は、令和8年6月30日 次の譲受人へ譲渡しましたので、欄外にある【注意事項】及び別紙確認事項について内容を確認した上で通知します。

なお、県税還付金の全部または一部が未納の徴収金（県税等）に充当される場合、岩手県が譲受人に対して当該未納の徴収金について説明することを承諾します。

譲受人 郵便番号

0 2 0 - 8 5 7 0

住所 盛岡市内丸10-1

氏名 株式会社 岩手県庁

電話番号 019-629-5149 担当者 (佐藤)

過誤納金の受領について、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切の責任を負います。

全て記入すること

過誤納金を特定するために必須

1 譲渡した過誤納金の内訳

自動車登録番号	種類	年度	還付の発生原因及び発生年月日
1 岩 2 岩手 3 盛岡 4 平泉 9 9 9 かなあ 9 9 9 9	自動車税	8 年度	1 抹消 2 重複納付 3 その他 () 令和8年 6月 30日

2 還付金振込先（譲受人の口座情報）

振込先	預金種別	口座番号
金融機関名 岩手銀行	普通・当座	9 9 9 9 9 9 9
本支店名等 県庁支店	口座名義(カナ)	カブシキガイシャイワテケンチョウ

【注意事項】

※この通知書を提出する譲渡人・譲受人は注意事項を確認したうえで提出してください。

(1) 抹消登録した月または重複納付した月の翌月の第5営業日（郵送必着）までに提出してください。
各局で受理した書類については、県税センターに転送してください。

(2) 県税過誤納金還付請求権譲渡通知書を提出された場合でも、譲渡人及び譲受人に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付されない場合や充当後の残額が譲受人に還付される場合があります。

【添付書類のチェックリスト】

☑譲渡人欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書の原本（契約を締結した日から遡って3か月以内を取得したもの）を添付または提示してください。

☑抹消登録の場合、登録識別情報等通知書または輸出抹消仮登録証明書の写しを添付してください。

重複納付の場合、領収証書（写し可）を添付してください。キャッシュレス納付等により領収証書が交付されていない場合は、納付方法と手続き完了日を余白に記入してください。

☑氏名・現住所が納税通知書の内容と異なる場合、住民票等異動経過の分かる書類（写し可）を添付または提示してください。

センターでの独自様式

☑相続人が譲渡人となる場合、別途確認書類が必要となりますので事前に問合せください。